

4.ガス小売全面自由化の 制度設計の特徴

ガスサプライチェーンから見た制度設計

分野	主なポイント
調達・製造	<ul style="list-style-type: none">○調達<ul style="list-style-type: none">・我が国のガス供給の原料の大部分を占める海外からの輸入LNG調達は自由市場であり、基本的には対等な競争が可能。 (事業者の規模によっては、自ら調達することが容易でないため、適正な条件で大手事業者等から卸供給を受けられる必要がある。)○製造<ul style="list-style-type: none">・新規参入者が自らLNG基地を建設することは容易ではないことから、LNG基地の第三者利用が制度化。
託送供給	<ul style="list-style-type: none">・自由化後も地域独占が継続 ⇒託送供給約款の認可制、中立性確保・小売倒産時等の不測事態のセーフティネットとして、最終保障供給が義務化。
小売	<ul style="list-style-type: none">・地域独占を廃止し、小売料金規制を撤廃。ただし、需要家保護を目的に経過措置規制を継続。・需要家保安制度の見直しにより、消費機器の保安責任主体へ。

LNG基地の第三者利用制度

新規参入者が自らLNG基地を建設することは容易ではない。競争部門に係る設備ながら、保有事業者の事業に支障が生じない範囲で第三者利用を担保。

1 ② LNG基地の第三者利用制度に係る基本的な考え方について

- 今般の小売全面自由化後に需要家の利益を最大化するためには、ガスの小売事業や卸売事業における競争をこれまで以上に活性化させる必要があることは言うまでもない。
- この点、LNG基地の建設には多額の投資が必要となる^(注1) ことに加え、特に大都市圏ではその立地可能地点が限定的であることを踏まえれば、**新規参入者が自らそのLNG基地を建設することは決して容易ではないため、上記の競争を活性化させるための制度として措置したものがLNG基地の第三者利用制度である。**
- 他方、導管ネットワークと異なり、**そもそもLNG基地は競争部門に係る設備であり、上記の理由から、第三者によるアクセスを法律をもって担保する必要性は認められるものの、既にLNG基地を保有している事業者は一定の事業リスクを抱えながらも多額の投資を行い、その事業の用に供するためのLNG基地を自ら建設してきたという事情がある。**
- このため、**ガスシステム改革小委員会報告書（平成27年1月）**においては、**LNG基地の第三者利用は、ガス製造事業者が行う事業に支障が生じない範囲内で行うこととするなど、LNG基地の建設インセンティブを損なうことがないように留意すべきであるとされている。**
- また、**第三者がガス製造事業者のLNG基地を利用した際に支払うべき料金については当該LNG基地の利用の仕方によって様々^(注2) であり、一律の料金表を示すことは極めて困難であることから、同報告書においては、ガス製造事業者はその約款において、料金算定に当たっての考え方を定めるべきであることとされている。**

(注1) ガスシステム改革小委員会報告書においては、大規模なLNG基地の新規建設には、400～1000億円程度に上る多額の投資と、5年程度に及ぶ建設期間を要することとされている。

(注2) 例えば、第三者が同じ100万klのLNGを持ち込む場合であっても、10回に分けて持ち込む場合と20回に分けて持ち込む場合とではバース等の使用料が異なることに加え、同じ100万klのLNGを1年間で払い出す場合と1ヶ月間で払い出す場合とではタンク等の使用料が異なる。出典：経済産業省

LNG基地の第三者利用制度の位置づけ

法令・ガイドラインでの位置づけ

【ガス事業法】

【参考】改正後のガス事業法における規定

出典：経済産業省

(定義)

第二条 (略)

9 この法律において「ガス製造事業」とは、自らが維持し、及び運用する液化ガス貯蔵設備等を用いてガスを製造する事業であつて、その事業の用に供する液化ガス貯蔵設備が経済産業省令で定める要件に該当するものをいう。

10 この法律において「ガス製造事業者」とは、第八十六条第一項の規定による届出をした者をいう。

(ガス受託製造約款)

第八十九条 (略)

5 経済産業大臣は、ガス製造事業者が正当な理由なくガス受託製造を拒んだときは、そのガス製造事業者に対し、ガス受託製造を行うべきことを命ずることができる。

39

【適正なガス取引についての指針】

公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 (追加事項)

出典：経済産業省

○ LNG基地の第三者利用

- ・ ガス製造事業者が、①正当な理由なくガス受託製造を拒むこと、②ガス受託製造の業務に関して知り得た情報を、当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し又は提供すること、③ガス受託製造の条件(利用期間、利用態様等)が同一であるにもかかわらず、自己又はグループ内のガス小売事業者に比べて、その他の者に対して料金を高く設定するなど、ガス受託製造の業務について、特定の者に対して、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えることは、ガス事業法上問題となる。

○ その他製造受託等

- ・ ガス導管事業者から合理的な条件で振替供給を依頼されたガス事業者が、振替供給に対応することが当該ガス事業者の事業遂行に支障を及ぼさないにもかかわらず、振替供給を拒否することにより振替供給に係る託送供給の実現を阻むことは、ガス事業法上問題となる。

託送供給約款の認可制・中立性確保

- ・一般ガス導管事業者は、都市部を中心に面的に張り巡らされた低圧導管を含む導管網を維持・運用しており、二重投資及び過剰投資の弊害を防止する必要があること等から実質的な地域独占を維持する。

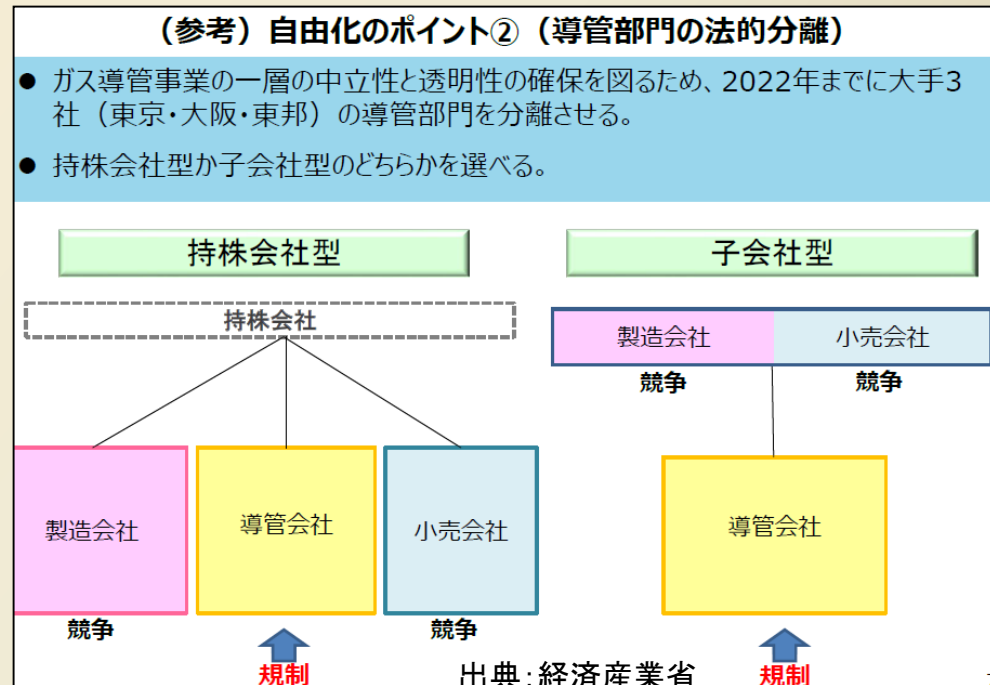
⇒託送供給約款の認可制

国が託送供給料金等の条件について適正性を厳格に確認する必要があるため、託送供給約款は経済産業大臣の認可制とする。

中立性確保

ガス小売事業に参入する誰もが公平かつ透明性の高い条件の下で導管網を利用できる環境が必要である。

全面自由化で全ての需要家が自由競争の対象となったため、より中立性が重要となる。



最終保障供給

報告書における記載

(P15, 16)

都市ガスの小売全面自由化の実施に際しては、安定的な供給を確保するため、前述のとおり、全てのガス小売事業者に供給力確保義務を課すことが適当である。加えて、多様な事業者が参入することとなれば、例えば事業者が経営破綻により撤退してしまうなどの不測の事態も想定されることから、そうした事態においても需要家利益を保護し、ガスの供給が途絶する事態が生じないようにするため、一般ガス導管事業者の供給区域内においては、言わば緊急避難的な保護措置として最終保障サービスを設けることが適当である。

一方、緊急避難的な保護措置とはいえ、料金その他の供給条件について事業者が恣意的に定めるなど、需要家間で不公平な取扱いをすることがあってはならない。このため、料金その他の供給条件については、電気事業法と同様に、約款を定めて経済産業大臣に届け出るよう求め、その約款の内容が著しく不適切な場合には、経済産業大臣が変更を命ずることができることとすべきである。(中略)一般ガス導管事業者をその供給区域内における最終保障サービスの義務主体とすることが適当である。

出典：経済産業省

改正後のガス事業法における規定

(託送供給義務等)

第四十七条 (略)

2 一般ガス導管事業者は、正当な理由がなければ、最終保障供給を拒んではならない。

(最終保障供給約款)

第五十一条 一般ガス導管事業者は、最終保障供給に係る料金その他の供給条件について約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 (略)

3 経済産業大臣は、最終保障供給約款が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該一般ガス導管事業者に対し、相当の期限を定め、その最終保障供給約款を変更すべきことを命ずることができる。

一 料金が定率又は定額をもつて明確に定められていること。

二 一般ガス導管事業者及びガスの使用者の責任に関する事項並びに導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

三 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

四 社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、最終保障供給約款によりガスの供給を受ける者の利益を著しく阻害するおそれがあるものでないこと。

4 (略)

出典：経済産業省

35 / 90 ページ

小売の地域独占と料金規制の撤廃の関係

- ・小売の地域独占を廃止し、小売料金規制を撤廃
⇒さまざまな事業者がガス小売市場に参入することが期待される。
- ・旧一般ガス事業者と、他のガス小売事業者や他燃料事業者との間に適正な競争関係が認められない場合、「規制なき独占」に陥ることによって需要家の利益が阻害されることがないように、小売料金規制を存置するというのが経過措置料金規制である。

出典：経済産業省

改正法における規定

(旧一般ガスみなしガス小売事業者の供給義務等)

附則第二十二條 みなしガス小売事業者（附則第十二條第一項第一号及び第二号に掲げる者に限る。以下「旧一般ガスみなしガス小売事業者」という。）は、当分の間、正当な理由がなければ、当該旧一般ガスみなしガス小売事業者に係る第五号旧ガス事業法第六条第二項第三号の供給区域又は供給地点であって、ガス小売事業者（第五号新ガス事業法第二条第三項に規定するガス小売事業者をいう。附則第二十八條第一項において同じ。）間の適正な競争関係が確保されていないことその他の事由により、当該供給区域内又は供給地点のガスの使用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められるものとして経済産業大臣が指定するもの（以下「指定旧供給区域等」という。）における一般の需要であって次に掲げるもの以外のもの（次条第二項において「指定旧供給区域等需要」という。）に応ずるガスの供給を保障するためのガスの供給（以下「指定旧供給区域等小売供給」という。）を拒んではならない。

一・二 (略)

2 経済産業大臣は、指定旧供給区域等について前項に規定する指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該指定旧供給区域等について同項の規定による指定を解除するものとする。

(旧一般ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給区域等小売供給約款)

附則第二十四條 旧一般ガスみなしガス小売事業者は、附則第二十二條第一項の義務を負う間、指定旧供給区域等小売供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、指定旧供給区域等小売供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

経過措置料金規制指定・解除基準

都市ガスの場合、消費者保護の視点から指定・解除基準を綿密に議論し、ガスシステム改革小委で市場の競合実態を的確に判断できる基準を設定。

一般ガス事業者の経過措置料金規制に係る指定・解除基準について

- 小売全面自由化後においても、需要家保護の観点から、他のガス小売事業者や、LPガス、オール電化などといった他の財との適正な競争関係が認められない場合においては、一般ガス事業者等に対して経過的に小売料金規制（大臣の認可制）を課すこととしている（いわゆる経過措置料金規制）。
- このため、こうした考え方を踏まえた指定基準・指定解除基準については、以下のとおりであり、実際に指定や指定解除を行うに当たっては、これらの指標を満たしているかどうかに加え、適正な競争関係が確保されているとは評価し難い他の事由がないかどうかもしっかりと確認しながら、総合的に判断していく。

<指定基準>

<STEP 1>

都市ガス利用率（注1）が50%超であるか否か

YES → NO → 指定しない

<STEP 2>

一般ガス事業者による需要家獲得件数 × 1 / 2 > 当該一般ガス事業者の都市ガス利用率を踏まえた他燃料事業者による需要家獲得件数

※直近3年間の合計ベース。

YES → NO → 指定しない

指定する

<指定解除基準>

以下のいずれかに該当するか否か

① 都市ガス利用率が50%以下

② 旧一般ガス事業者による需要家獲得件数 × 1 / 2 ≤ 当該旧一般ガス事業者の都市ガス利用率を踏まえた他のガス小売事業者・他燃料事業者による需要家獲得件数（注2）

※直近3年間の合計ベース。

③ 他のガス小売事業者のシェアの合計が10%以上であり、その者に十分な供給余力がある

④ 小売料金が3年間連続して下落しており、かつ、経過措置料金 × ニューの需要家 ≤ 自由料金 × ニューの需要家

YES

解除する

NO

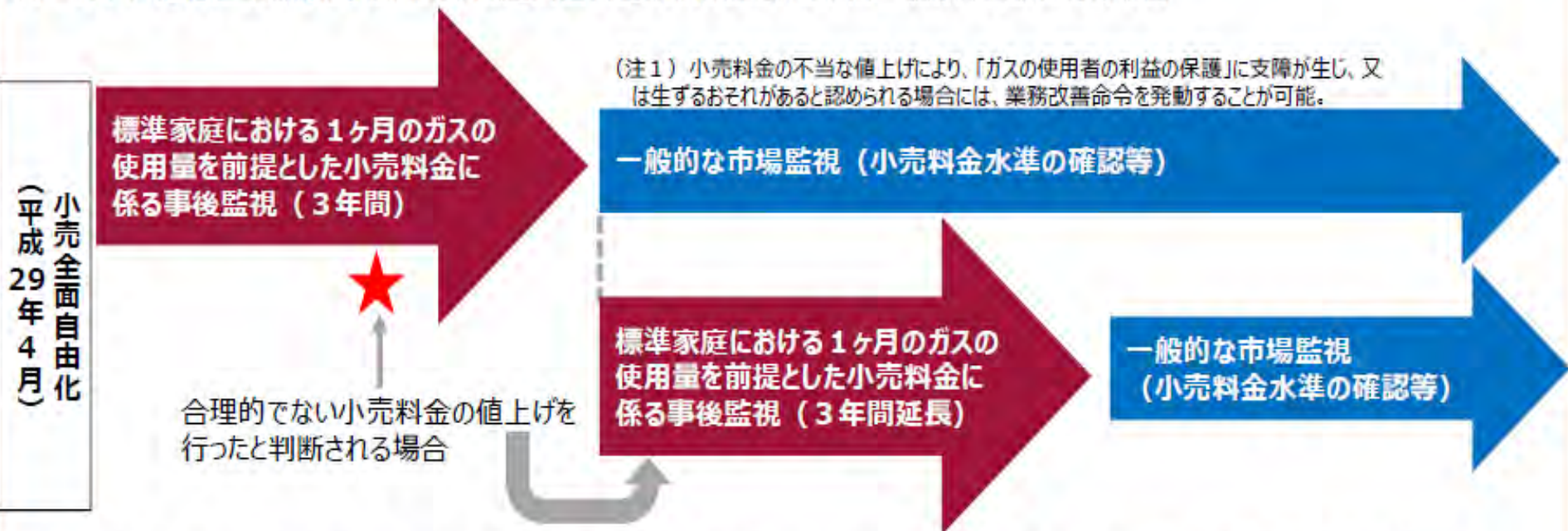
解除しない

（注2）他のガス小売事業者による需要家獲得件数が、「②」のトリガーとなった場合には、当該他のガス小売事業者に十分な供給余力があることに加え、都市ガスの小売全面自由化に係る認知度が小口需要において50%以上であることを追加的な要件とする。

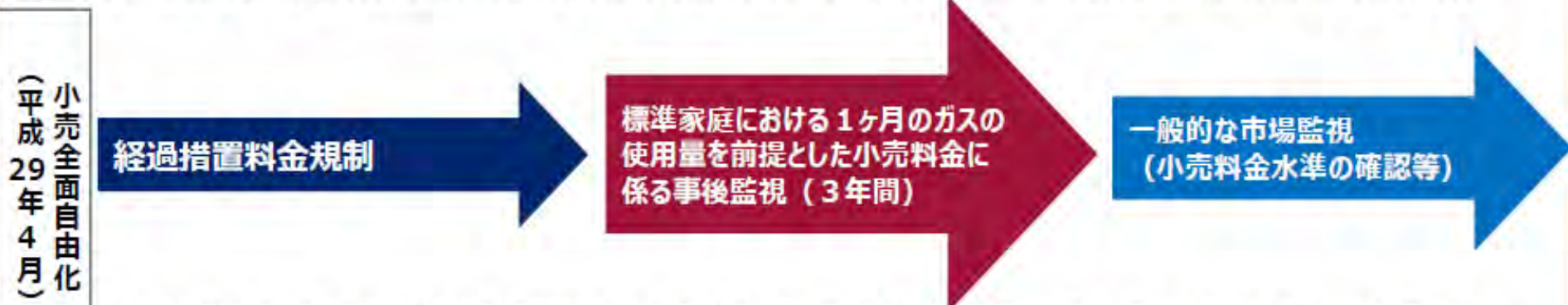
事後監視の仕組み

事後監視の基本的なイメージ

<ケース1> 指定基準を満たさないため、経過措置料金規制が課されない旧一般ガス事業者等の場合



<ケース2> 経過措置料金規制が課された後、解除基準を満たすこととなったため、指定が解除される旧一般ガス事業者等の場合



(注2) 3年間の事後監視期間内に合理的でない小売料金の値上げを行ったと判断される場合において、これを延長する点については、ケース2においても同様。

(注3) いずれのケースにおいても、都市ガス利用率が50%以下である旧一般ガス事業者等については、標準家庭における小売料金に係る事後監視の対象外。ただし、一般的な市場監視については、全てのガス小売事業者に対して行う。

出典：経済産業省

経過措置料金規制解除後の市場監視

- 経過措置料金規制を解除して消費者への悪影響が万一にも生じることのないよう、消費者の立場から監視する機関の権限の強化を目指すべきである。
- 自ら業務改善命令を発することができる権限を監視等委員会に早期に与える制度改革が有益ではないか。

- 改正後のガス事業法における最終保障供給とは、どのガス小売事業者とも小売供給契約を締結できない需要家に対するガスの供給を保障するための制度である。
- 他方、今般の改正法においては、需要家保護の観点から、適正な競争関係が確保されていると認められない旧一般ガス事業者の供給区域については、当該事業者に対して、現行の料金規制を経過措置として課すこととしており、経過措置料金規制が課される事業者については、ガス小売事業者と自由料金メニューでの小売供給契約を締結している需要家を除き、全ての需要家に対して経過措置供給約款に基づいてガスを供給する義務が課されており、この義務は最終保障供給義務を代替するものとして機能することとなる。
- このため、経過措置料金規制が課される間は、原則として、最終保障供給義務は課されない。

経過措置料金規制が課される事業者



経過措置料金規制が課されない事業者



出典: 経済産業省

ガス小売事業者と自由料金メニューで小売供給契約を締結している需要家以外の需要家
 = 経過措置供給約款に基づく供給義務の対象

ガス小売事業者と自由料金メニューで小売供給契約を締結している需要家
 = 経過措置供給約款に基づく供給義務の対象外

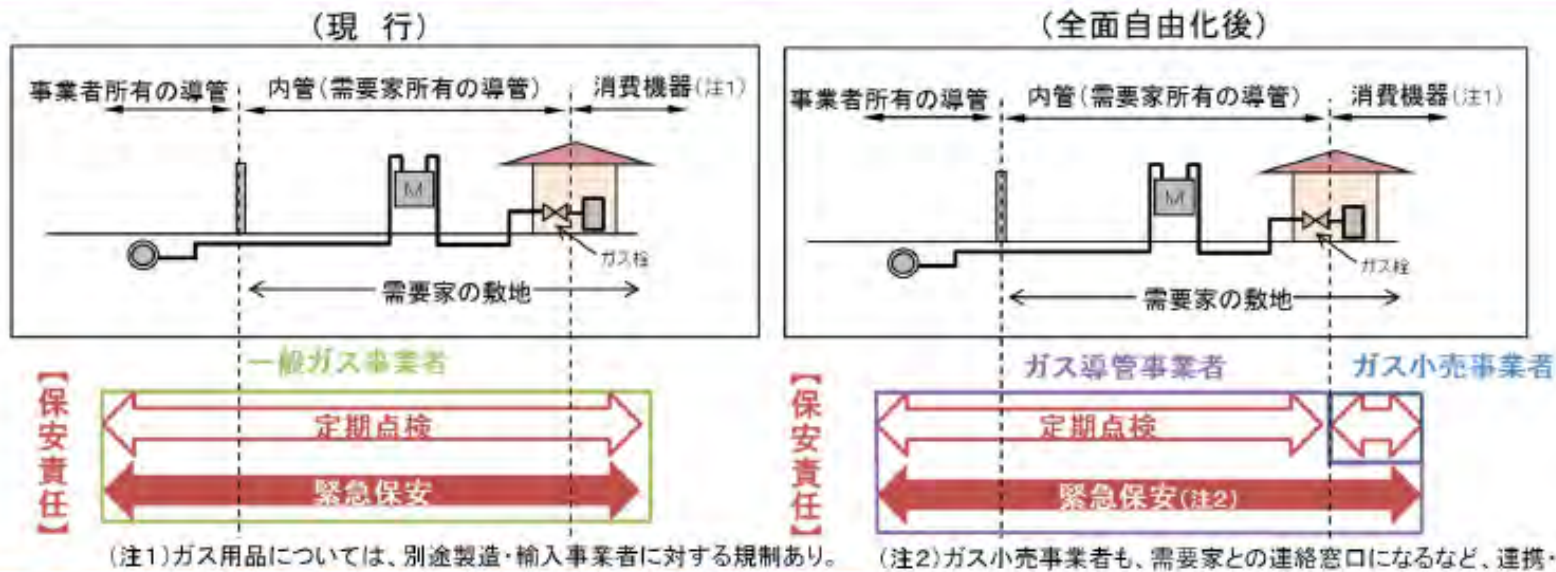
ガス小売事業者と自由料金メニューで小売供給契約を締結している需要家以外の需要家
 = 最終保障供給義務の対象

ガス小売事業者と自由料金メニューで小売供給契約を締結している需要家
 = 最終保障供給義務の対象外

消費機器保安

改正ガス事業法における保安規制の主な内容①

1. **ガス導管事業者**は、ネットワークを維持する**保安確保の要**。この分野は自由化せず、**総括原価方式**を維持し、保安に必要な十分な投資を確保。引き続き**技術基準適合維持義務等の保安規制**を維持。
2. **需要家保安**については、安定的に保安を確保する観点から、**需要家敷地内に敷設された需要家所有のガス工作物**（敷地内に引き込まれた内管からガス栓まで）の**点検・緊急保安**は、従来の都市ガス事業者などの**ガス導管事業者**に一括して義務付け。



小売全面自由化後の保安義務と責任主体

保安義務	責任主体
緊急時対応	ガス導管事業者 ※1
内管の漏えい検査	ガス導管事業者 ※1
消費機器の調査・危険発生防止周知	ガス小売事業者 ※2

(※1)ガス小売事業者が自ら導管網を維持・運用する場合には、緊急時対応・内管漏えい検査ともに、ガス小売事業者が担うこととなる。

(※2)一般ガス導管事業者が最終保障供給を行う場合には、消費機器の調査・周知は一般ガス導管事業者が行うこととなる。

出典：経済産業省